

## 第5次岡山県人権政策推進指針答申案について

県では、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目指し、県が進める人権施策の基本的な考え方や様々な人権課題への基本方針と施策の方向を示し、総合的な人権施策を推進する。

### 1 策定の趣旨

県民の人権に関する意識や社会経済情勢の変化等を考慮し、人権政策推進指針について必要な見直しを行う。

### 2 これまでの経過

- ①人権問題に関する県民意識調査を実施 (令和元年8月)
- ②知事から人権政策審議会へ指針の策定について諮問 (令和2年4月27日)
- ③人権政策審議会において、答申素案について第1回協議 (令和2年7月13日)
- ④人権政策審議会において、答申素案について第2回協議 (令和2年10月7日)
- ⑤県民提案制度（パブリックコメント）の実施  
(令和2年11月13日～令和2年12月14日)
- ⑥人権政策審議会において、答申案について第3回協議 (令和3年1月13日)

### 第5次岡山県人権政策推進指針答申案（概要）

#### 第1章 背景

##### 1 指針策定の趣旨

本県では、人権施策の基本的な考え方などを示す「岡山県人権政策推進指針」を平成13年3月に策定し、以来、5年毎に見直しを行い、国、市町村、関係機関等と連携・協力のもとに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進してきました。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人など様々な人権問題が存在し、複雑・多様化しており、さらに、スマートフォンやSNSの普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害やインターネット上のいじめ・誹謗中傷、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等の問題も起きています。

このため、社会経済情勢等の変化や法律等の制定・改正、人権問題に関する県民意識調査の結果などを踏まえて、「第5次岡山県人権政策推進指針」を策定します。

##### 2 人権をめぐる国内外の取組

S D G sといった国際社会の取組や、国における人権問題に関する諸制度の整備の状況に加え、これまでの県の取組や昨年度実施した人権に関する県民意識調査の結果などを記述しています。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本理念「共生社会おかやま」の実現

これまでの指針を引き継ぎ、「共生社会おかやま」の実現を目指とし、次のような社会を目指して、人権施策を総合的に推進します。

○生命と尊厳を守る社会

○互いに多様性を認め支え合う社会

○公平な機会を保障する社会

### 2 指針の性格

人権教育・啓発推進法第5条に基づき、県の人権施策の基本的な考え方を示すとともに、女性、子ども、高齢者等の各人権課題の基本方針と施策の方向などを示すものです。

## 第3章 施策の推進方策

### 1 人権尊重の視点に立った行政

職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権にかかわっているとの認識を持ち、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務にあたります。

### 2 人権啓発・人権教育

#### (1) 啓発・教育のあり方

人権尊重社会の実現のため、人権に関する知識の習得に加え、県民一人ひとりが自らの課題として捉え、日常生活で生かせる人権感覚を身につけることができるよう、啓発、教育を推進します。

#### (2) 様々な場での啓発・教育

様々な場で、対象者の発達段階、ライフサイクルなどに応じて啓発・教育を推進します。

ア 学校等における教育

イ 家庭、地域における啓発・教育

ウ 企業等における啓発・教育

**追加** ハラスメント防止対策

エ 特定の職業に従事する者への研修等

### 3 相談・支援及び救済

複雑・多様化する人権問題に迅速、適切に対応するため、相談・支援及び救済体制の充実強化と相談機関相互の一層の連携に努めます。

## 第4章 課題別施策の推進

人権課題ごとに、現状と課題、基本方針、施策の方向を示しています。

### 【施策の方向】

#### 1 女性

- ア 男女共同参画社会の基盤づくり
- イ 男女の人権が尊重される社会の構築
- ウ 男女が共に活躍する社会づくり

#### 2 子ども

- ア 啓発の推進と意識の高揚  
追加 親権者による体罰の禁止
- イ 子育て支援の推進
- ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進

#### 3 高齢者

- ア 地域包括ケアシステムの構築
- イ 権利擁護の推進
- ウ 認知症施策の推進
- エ 生活環境の整備
- オ 社会参加の促進と交流

#### 4 障害のある人

- ア 心のバリアフリーの推進
- イ 主体的な選択の尊重
- ウ 地域生活の支援
- エ 自立と社会参加の促進

#### 5 同和問題

- ア 啓発の推進
- イ 教育の推進
- ウ 公正な採用選考及び雇用の促進
- エ 隣保館活動への支援等
- オ えせ同和行為の排除

#### 6 外国人

- ア 人権意識の啓発と相互理解の促進
- イ コミュニケーション支援
- ウ 生活支援

#### 7 ハンセン病問題

- ア 偏見・差別解消のための啓発の実施
- イ 入所者の福祉増進施策の実施

## 8 患者等

### ・HIV感染・エイズ

- ア 正しい知識の普及・啓発
- イ 相談・検査体制の充実
- ウ 診療体制の充実
- エ 学校における教育・啓発

### ・その他の疾病等

- ア 正しい知識の普及・啓発
- 追加 新たな感染症に対する偏見、差別の防止
- イ 自己決定の尊重
- ウ プライバシーへの配慮
- エ 社会参加と生活の支援

## 9 インターネットによる人権侵害

### ア 情報リテラシー向上運動の推進

- イ 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動
- ウ インターネット等青少年を取り巻く問題への対応

## 10 様々な人権問題

- ・犯罪被害者等
- ・多様な性
- ・ホームレス（路上生活者）
- ・自殺問題
- ・被災者
- ・刑を終えて出所した人
- ・中国残留邦人とその家族、拉致問題等

## 第5章 推進体制

### 1 県における体制

学識経験者で構成する岡山県人権政策審議会において、人権政策に関する重要事項について調査審議し、施策に反映します。また、関係部局・県民局が連携し全庁を挙げて人権尊重の視点に立った行政を推進します。

### 2 国や市町村等との連携・協力

国、市町村、関係機関等と情報交換・役割分担しながら、緊密な連携・協力を図り、人権施策を推進します。

### 3 民間との協働

県民、ボランティア、NPO、企業、大学など様々な主体と協働し取組を一層推進します。

# 第5次岡山県人権政策推進指針の体系（答申案）

## 基　本　理　念

### －「共生社会おかやま」の実現－

すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する社会

生命と尊厳を  
守る社会

互いに多様性を  
認め支え合う社会

公平な機会を  
保障する社会

## 人　權　施　策　の　推　進

### 《施策の推進方策》

- 人権尊重の視点に立った行政
- 人権啓発・人権教育
  - ・啓発・教育のあり方
  - ・様々な場での啓発・教育（学校、家庭、地域、職場）
  - ・特定の職業に従事する者への研修等
- 相談・支援及び救済

### 《課題別施策の推進》

現行指針	第5次岡山県人権政策推進指針
1 女性	1 女性
2 子ども	2 子ども
3 高齢者	3 高齢者
4 障害のある人	4 障害のある人
5 同和問題	5 同和問題
6 外国人	6 外国人
7 ハンセン病問題	7 ハンセン病問題
8 患者等	8 患者等
・HIV感染、エイズ	・HIV感染、エイズ
・その他の疾病等	・その他の疾病等
9 インターネットによる人権侵害	9 インターネットによる人権侵害
10 様々な人権をめぐる問題	10 様々な人権問題
○プライバシーの保護	○犯罪被害者等
○消費生活上の問題	○多様な性
○犯罪被害者等	○ホームレス（路上生活者）
○刑を終えて出所した人	○自殺問題
○多様な性	○被災者
○日本に帰国した中国残留邦人とその家族	○刑を終えて出所した人
○ホームレス（路上生活者）	○中国残留邦人とその家族、拉致問題等
○自殺問題	
○被災者	
○拉致問題、人身取引、アイヌの人々等	

## 推　進　体　制

- 県における体制
- 国や市町村等との連携・協力
- 民間（県民、ボランティア、NPO、企業、大学など）との協働